	義務の種類
	概要
	措置
二十八	分野
	小分野
	産業分類
	政府の段階
	義務の種類
	概要
	措置
二十九	分野
	小分野
	産業分類
	政府の段階
	義務の種類
	概要
	措置
三十	分野
	小分野
	産業分類
	政府の段階
	義務の種類
	概要
	措置
三十一	分野
	小分野
	産業分類

	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	１　公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。
	２　公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。
	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章
二十八	自由職業サービス
	ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	１　税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	２　税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで
	税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）
二十九	自由職業サービス
	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所
	ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
	ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する日本国の法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章
三十	自由職業サービス
	ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	１　社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。
	２　社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで
三十一	自由職業サービス
	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所

	政府の段階
	義務の種類
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	１　行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならない。
	２　行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章
三十二	自由職業サービス
	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	サービスの貿易
	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。
	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条
三十三	自由職業サービス
	ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	１　土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	２　土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
三十四	不動産業
	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業
	ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業
	ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業
	ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	１　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。
	２　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可若しくは登録を受け、又は主務大臣に届出を行わなければならない。
	３　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章
	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章及び第五章から第七章まで
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章